

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 企業職員（臨時又は非常勤の企業職員を除く。）の給与については、次項及び第 3 項に定めるものを除き、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）の適用を受ける職員及び技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県規則第 51 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業の承認を受けた職員及び医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）第 17 条の 3 第 1 項の規定により部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第 3（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">支給を受ける者の範囲</th> <th style="width: 60%;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>医師手当</td> <td>(1) 病院等に勤務</td> <td>勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額	[略]			医師手当	(1) 病院等に勤務	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25	<p>(給与)</p> <p>第 2 条 企業職員（臨時又は非常勤の企業職員（<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。</u>）を除く。以下同じ。）の給与については、次項から第 5 項までに定めるものを除き、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）の適用を受ける職員及び技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県規則第 51 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 3 項の規定により育児休業の承認を受けた職員、<u>同法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）</u>及び医療局企業職員就業規則（昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 13 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 <u>医療局企業職員就業規則第 17 条の 13 第 1 項の規定により同項に規定にする修学部分休業の承認を受けた職員の給与等については、職員の修学部分休業に関する条例（平成 17 年岩手県条例第 20 号）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>5 <u>職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 65 号）第 2 条の規定により地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与等については、同条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>別表第 3（第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">支給を受ける者の範囲</th> <th style="width: 60%;">手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>医師手当</td> <td>(1) 病院等に勤務</td> <td>勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額	[略]			医師手当	(1) 病院等に勤務	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25
種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額																	
[略]																			
医師手当	(1) 病院等に勤務	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25																	
種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額																	
[略]																			
医師手当	(1) 病院等に勤務	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25																	

	する医師 又は歯科 医師であ る企業職 員	までの範囲内で別に定める 割合を乗じて得た額を限度 として別に定める額（南光 病院長又は精神科病院等に 勤務する医師である企業職 員にあっては、当該額に付 表1の左欄に掲げる区分に 応じ同表の右欄に定める額 を加算した額）に <u>370,000</u> 円の範囲内で医療局長が定 める額を加算した額		する医師 又は歯科 医師であ る企業職 員	までの範囲内で別に定める 割合を乗じて得た額を限度 として別に定める額（南光 病院長又は精神科病院等に 勤務する医師である企業職 員にあっては、当該額に付 表1の左欄に掲げる区分に 応じ同表の右欄に定める額 を加算した額）に <u>400,000</u> 円の範囲内で医療局長が定 める額を加算した額
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。